

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

①	派遣労働者の数	1人(1日平均)
②	派遣先の数	1件(年度の実数)
③	マージン率	58.6%【(④-⑤)÷④小数点1位未満四捨五入】
④	労働者派遣に関する料金の平均額	48,000円(1日8時間当たり換算)
⑤	派遣労働者の賃金額の平均額	19,861円(1日8時間当たり換算)
⑥	教育訓練に関する事項	・コンプライアンス研修 ・技能習得研修
⑦	キャリアコンサルティングの相談窓口	担当者:経理部(Tel0182-32-3475)
⑧	労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
⑨	上記労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日
⑩	その他	<p>マージン率には以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険) ・退職金積立金 ・福利厚生費(有給休暇、健康診断、借上社宅等) ・教育研修費(資格取得費用、講習受講費用等) ・営業利益

2026年4月1日現在